

少年指導センターだより

当別町少年指導センター
(当別町白樺コミュニティセンター内)
TEL 23-2511
平成23年2月1日
NO 44

有害情報から子どもを守りましょう

インターネットは生活を大変便利にしてくれました。しかし、一方では、出会い系、アダルト、闇サイトなど子どもたちにとって有害な情報も氾濫しています。

こうした状況を踏まえ、「青少年インターネット環境整備法」が平成21年4月より施行されました。この法律によって保護者には、18歳未満の子どもに適切にインターネットを利用させる責務などが課せられることとなりました。子どもの使用にあたっては、何のために必要なのか、どんな制限を与えるべきなのか、家庭でのルールをどうするかについて話し合うことが大切だとされています。

携帯電話を無条件に子どもに与えることは、深夜の繁華街に我が子一人を置き去りにすることと等しいと言えます。

子どもに携帯電話を持たせる前に 次の3つのことを考えましょう

1. 子どもと必要性について十分話し合うこと。
(携帯電話がどうして・何のために必要なのか)
2. インターネットを安全に使うために、フィルタリングを設定すること。
【※ フィルタリングとは、有害情報に接続させない機能です。】
3. インターネットの使い方について、家庭内ルールを作ること。

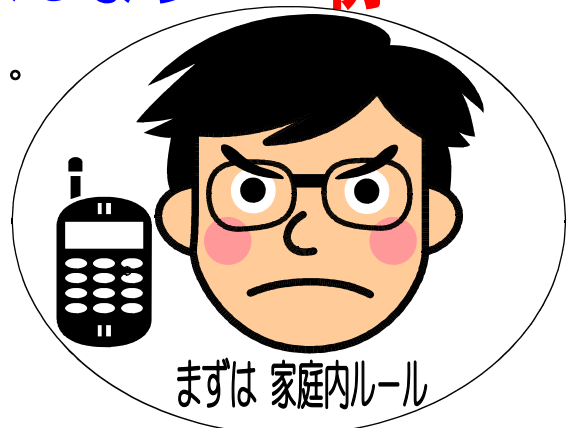
すでに
持たせていても

フィルタリングは子どもに必要です

- ・インターネットには、子どもが犯罪被害やいじめなど、様々な問題に巻き込まれる危険性があります。
- ・フィルタリングを設定し、子どものインターネット利用を適切に管理することは親の義務であり、子どもを守るために必要です。
- ・子どもに必要ないと言われても、安易にフィルタリングを解除しない。

家庭のルールを決めましょう ~例~

- ・学校や公共の場では、その場のルールに従う。
- ・あやしいメールは相手にしない。
- ・個人情報や他人の悪口は書き込まない。
- ・困ったことがあったら必ず親に相談する。
- ・ルールを破ったら使用を禁止する。



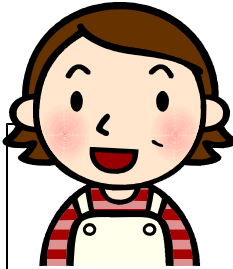
当別町内でも初発型非行が増加

「非行の入り口」、と言われる初発型非行(万引き、自転車盗みなど)が近年、当別町内でも増加傾向にあります。

つい軽い気持ちで万引きや自転車を盗み、成功すると習慣になって規範意識が徐々に薄くなり、それがエスカレートして重大な事件に発展するケースもあります。

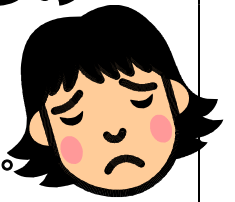
お店では、万引きを見つけたとき、必ず警察に通報することになっています。
「謝れば許してくれる」、「料金を払えばすむ」ということは通用しません。

～ 万引きは窃盗罪です。～



子どもに初発型非行をさせないための チェックポイント

- 帰宅時間が遅くなり、夜遊びや外泊が多くなっていませんか。
- 親が買い与えた覚えのない品物を持ってはいませんか。
- 服装が派手になったり、茶色や金色の髪染め等をしていませんか。
- お酒を飲んだり、たばこを吸ったりしていませんか。
- 善いこと、悪いことの区別をしっかりと教えていますか。
- 子どものわがままを許さず、我慢させていますか。
- 子どもが間違ったことをしたときは、きちんと叱っていますか。



『早寝・早起き・朝ご飯』に取り組みましょう！

子どもに関する相談窓口 23-1010

【町内の窓口】

◆友達のこと ◆家庭のこと ◆いじめのこと ◆性のこと ◆勉強のこと ◆その他

これらのことで一人で悩んでいる方はいませんか。「親と子の電話相談」「面接相談」では、右記にて相談に応じています。

お気軽にダイヤルしてください。

○親と子の電話相談 ……Tel 23-1010

受付時間：月・木 曜日 10:00~11:00、12:00~16:30

火・水・金 曜日 10:00~11:00、12:00~14:30

○面接相談 ……Tel 23-2511

受付時間：月・木 曜日 10:00~11:00、12:00~16:30

火・水・金 曜日 10:00~11:00、12:00~14:30

場所：白樺コミュニティーセンター 談話室

【町外の窓口】

- 少年相談 110番 (北海道警察本部) ……Tel 0120-677-110
- 北海道中央児童相談所 ……Tel 011-631-0301
- 子ども電話相談 (中央児童相談所) ……Tel 0120-783-852
- 子ども専用フリーダイヤル (道立教育研究所) ……Tel 0120-388-286
- 家庭・教育相談 (道立教育研究所) ……Tel 011-386-7077



何かあったら・何か見たら・何か聞いたら、すぐ連絡を

○何より先に、110番

○当別交番 ……Tel 23-2151

○太美駐在所 ……Tel 26-2151

○中小屋駐在所 ……Tel 27-2151

○当別町教育委員会 社会教育課 ……Tel 22-3834

○少年指導センター ……TEL 23-2511